

三重県森林整備調査発注基準

(令和7年6月1日適用)

1 発注基準

三重県が発注する森林整備調査（治山事業及び災害緩衝林整備事業（以下「治山事業等」という。）において実施する森林調査業務（周囲測量・標準地調査等）の発注基準は、森林整備に係る入札参加者登録要領に基づき申請のあった、経営事項審査の結果、総合評点（経営状況、施工管理技術力、選木技術力）が160点以上であることを要件とします。

なお、総合評点は、経営状況による点数、施工管理技術力による点数及び選木技術力による点数を加算して得た点数とします。

① 経営状況による点数

経営状況（資本金又は出資金）に応じた点数を加算します。

表1

資本金又は出資金		点数	資本金又は出資金		点数
以上	未満		以上	未満	
	5百万円	0	3千万円	5千万円	30
5百万円	1千万円	10	5千万円	1億円	40
1千万円	3千万円	20	1億円		50

② 施工管理技術力による点数

雇用関係にある専門技術者（林業技士（経営部門）^{※1}又は統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）^{※2}（以下「FM」という。）」の人数に応じた点数を加算します。

なお、林業技士（経営部門）であり、かつFMでもある専門技術者を1名雇用している場合、林業技士（経営部門）の人数として数えます。

表2

施工管理にかかる 専門技術者人数		点数	施工管理にかかる 専門技術者人数		点数
以上	未満		以上	未満	
	1人	0	3人	4人	60
1人	2人	20	4人	5人	80
2人	3人	40	5人		100

③ 選木技術力による点数

雇用関係にある専門技術者（林業技士（経営部門）、FM、間伐技術指導員^{※3}又は現場管理責任者（フォレストリーダー）^{※4}（以下「FL」という。))の人数に応じた点数を加算します。

なお、専門技術者は重複して数えません。（(例) FMであり、かつFLでもある専門技術者を1名雇用している場合、専門技術者1名と数えます。）

また、②の専門技術者とは区別して数えます。（(例) FMであり、かつFLでもある専門技術者を1名雇用している場合、②で1名、③で1名と数えます。）

表 3

選木にかかる 専門技術者人数		点数	選木にかかる 専門技術者人数		点数
以上	未満		以上	未満	
	1人	0	3人	4人	30
1人	2人	10	4人	5人	40
2人	3人	20	5人		50

2 管理技術者及び照査技術者

森林整備調査業務の発注にあたっては、次の事項によることとします。

- ① 管理技術者^{※5}及び照査技術者^{※6}として、林業技士（経営部門）又はFMを配置すること。
- ② 管理技術者及び照査技術者は、三重県が治山事業等において発注する森林整備調査業務において、兼務できる委託業務件数を各5件^{※7}までとする。
- ③ 管理技術者と照査技術者は、兼ねることができない。
- ④ 管理技術者は、打合せ等には必ず出席すること。

※1 一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士（林業経営部門）のこと

※2 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年5月24日農林水産省令第25号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録したFMのこと

- ※ 3 三重県間伐等推進対策協議会要綱に基づき間伐技術指導員登録台帳に記載された間伐技術指導員のこと
- ※ 4 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成 8 年 5 月 24 日農林水産省令第 25 号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録した F L のこと
- ※ 5 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行う者であり、設計業務等委託契約書第 10 条第 1 項に規定に基づき受注者が定めた者
- ※ 6 照査技術者とは、成果物の内容の技術上の照査を行う者であり、設計業務等委託契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者
- ※ 7 管理技術者として 5 件まで、照査技術者として 5 件までとする